

副 本

広島地方裁判所三次支部令和5年(ワ)第26号 損害賠償請求事件

令和6年2月21日作成

広島地方裁判所三次支部 御 中

原 告 高野邦夫

被 告 国

被 告 福永孝

準 備 書 面 (1)

付 属 書 類

記

第一. 始めに

1.以下においては、原告を単に私、被告国を単に国、訴外津田廣夫を単に廣夫、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第8号事件を単に他訴1、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第14号事件を単に他訴2、庄原区検察庁副検事牛尾昌伸(平成29年12月14日当時)を単に牛尾副検事、被告福永孝弁護士を被告福永、西山明簡易裁判所裁判官(平成29年当時)を西山判事という。その他の用語については随時補充するものとします。なお引用法令は主として模範六法2021年版(電子版)からコピーし、貼付けしたものです。

第二. 国の答弁書及び福永答弁書に対する反論

1. 福永答弁書 2 頁から引用ですが、**私**は送致番号簿(甲第 2 号証)自体が有形偽造(刑法 155 条)であって無形偽造(刑法 156 条)では無いと主張しているのである。

判 1 特定人に交付された自動車運転免許証に貼付してある写真をほしいままにはぎ取り、他人の写真をはり代え、生年月日の数字を改ざんし、全く別個の新たな免許証としたときは、その作成名義に変更はなくても、公文書偽造罪が成立する。(最決昭 35・1・12 刑集一四一一一九)

判 2 公文書の改ざんコピーを作成することは、たとえ、その改ざんが公文書の原本自体になされた場合、いまだ文書の変造の範ちゅうに属する程度にとどまっているとしても、原本とは別個の文書を作り出すのであるから、文書の変造ではなく、文書の偽造に当たる。(最決昭 61・6・27 刑集四〇一四一三四〇)

2. 被告福永の代理人就任が平成 29 年 8 月 10 日であり、庄原警察署が事件送致を行った平成 29 年 6 月 9 日より 2 カ月近くも後であると述べるが、指定代理人等が偽造した送致番号簿を提示したとは到底考えられない。

また、本件別訴 1 については、乙 1 及び 2 の判決書記載のとおり、広島県の代理人は被告福永だけでなく、広島県警の担当者が指定代理人となっているのであり、被告福永は、打ち合わせにおいて、指定代理人らから提示された庄原警察署作成の送致番号簿(甲 2)を見て、全く不審な点がないことから提出し、それに基づいて主張を行ったのであり、被告福永の代理人としての行為に何ら違法性や過失は存在しない。

なお、原告が本件別訴 1 について最初に訴状を提出したのが平成 29 年 7 月 18 日で(乙 4)、被告福永が本件別訴 1 の民事訴訟の代理人となったのは平成 29 年 8 月 10 日であり(乙 5)、いずれも本件刑事事件が庄原警察署から庄原区検察庁に送致された平成 29 年 6 月 9 日より後であるから(乙 2 p 6)、被告福永の本件別訴 1 での訴訟行為により、本件刑事事件が告訴事件としてではなく通常送致された事実など認められるはずもない(訴状第三に対する反論)。

3. 記載内容は偽造されたものであるから「事実である」とは言えない。

4 次に、①については、本件請求についての立証責任は原告にあるところ、本件別訴 1 において、被告福永が、広島県の代理人として証拠提出した甲 2 号証の庄原警察署作成の送致番号簿の記載の内容が虚偽であることの立証は何らなされていない。甲 2 号証の内容は事実であるから(甲 2 号証には、そもそも本件刑事事件が告訴事件か否かについて何ら記載はなく、罪名、被疑者名等及び本件刑事事件が庄原区検察庁に 6 月 9 日に送致されたことしか記載がなく、記載内容はいずれも事実である。)、原告の請求は認められない。

4. 送致番号簿(甲第 2 号証)が偽造だと述べる根拠は、法務省令(甲第 5 号証)によれば、当然に国=検察は**私**に対し**廣夫**の略式手続の結果を通知していなければならない。

5.然るに、国=検察はこれらを隠蔽したとしか考えられない。即ち七年近くも経過した今日に至っても、**廣夫**の略式手続の結果は欠片も**私**に知らされる事は無かった。送致番号簿(**甲第 2 号証**)が有形偽造でないなら、西山判事名義の略式手続の記録が存在しなくてはならない。これは処分通知書(**甲第 3 号証**)が形だけで実質が無い物という事でもある。

6.これらの結果が**廣夫**の行状(**甲第 6 号証**)に如実に現れている。即ち、事件勃発から足掛け七年の今日に至るまで「謝罪・損害賠償等」を全く行わず、不在地主(八谷某=元**県**警察官?) 所有の土地を我が物顔で利用しており、凡そ犯罪(押込強盗致傷)を犯した者の行状とは考えられないのである。

★刑法

*第 236 条 (強盗)

暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 前項の方法により、**財産上不法の利益を得**、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

*第 240 条 (強盗致死傷)

強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

第六.結語・その他

1.**私**が庄原簡易裁判所平成 29 年(ハ)第 14 号を形だけで中身がまるで無い狂言裁判であると言う根拠は、国=検察が法務省令(**甲第 5 号証**)に違背して**私**に**廣雄**の略式手続の結果を通知しなかった事である。これは通常有り得ない事で憲法 21 条の知る権利(今流に言えば情報権)を侵害する不法行為という他ない。

2.思い起せば、他訴 2 から前訴に至るまで、**県**も**国**も、重要な**乙号証**の原本を提出した事が無い。即ち「原本照合手続」が、全く行われなかったのです。写し(コピー)の原本性は、原本の存在を前提とする。写しだけで裁判が行われるなら、送致番号簿=**甲第 2 号証**のような「挿げ替え偽造された写し」が跳梁跋扈し、公正であるべき裁判所の法廷が、「嘘吐き合戦場」と化してしまいます(写しは 2D=二次元・原本は 3D=三次元)。

3.当事者主義の民事訴訟では、公権力も平等な当事者にすぎません。公正な審判を、くれぐれも御願ひするところです。

以上原告 高野 邦夫(コウノクニオ)